

平成30年11月定例記者会見要旨(平成30年11月2日開催)

1. 10月初旬の女兒虐待事件に関する市長の考えと再発防止に向けた改善点や対応について

非常に残念なことだが、本市在住の1歳5か月の女兒が両親からの虐待を受け、重体になるという痛ましい事件が発生した。大変、遺憾なことであり、今回の事態を重く受け止めている。まずは重体となっているお子様の回復を心よりお祈りしている。

この事件に関しては、10月23日付で父親が傷害罪で起訴される一方、母親については起訴猶予ということであり、今後、公判の中で事実関係が明らかになるものと考えている。

本市としては、職員の家庭訪問等を通して、子どもの安全確認や母親の育児支援に努めてきたが、未然に防止することがかなわなかったという結果を踏まえ、今後このような痛ましい事件が二度と発生しないよう、再発防止に向けて改めて関係課および関係職員との間で検証を行い、対応を検討してきたところである。

市町村には児童相談所と異なり、立入調査や一時保護等の権限がなく、また、警察のような捜査権もないため、対応には限界が生じてくる。その中で、いかに虐待の兆候を見出し、他の機関との連携を図るかを主眼にした改善策を考えた。

まず、家庭訪問については、今回の事案に限らず、これまで担当者が単独で訪問する機会が多かったが、特に初期段階において、複数の視点で確認することを原則としていく。

また、通報では父親が主な虐待者であったものの接触できていなかった。これについては、父親の在宅時に男性職員も同行して複数で訪問する等、時間帯を含めて訪問方法を見直し、家族全員への接触を図るよう徹底していく。

次に、職員間の情報共有について、今後は通報のあったすべての事案に関し、基本的な対応方針について協議し、担当者の判断に委ねることなく、組織的な対応を徹底していく。また、妊婦や検診未受診者等の情報については、けんこう課が作成したリストをこども課が情報として共有しているが、今後は両課の職員による協議の場を設け、虐待のおそれや養護の面でリスクの高い家庭として、双方の課が継続して関わっていくよう庁内における連携を深めていくこととする。

現在、児童相談所や警察署、また民生児童委員等との定期的な情報共有の場として、要保護児童対策地域協議会において進行管理会議を実施している。このような他機関との連携と情報共有については、虐待の通報があり、継続して訪問する等の関わりを持っている家庭については、少なくとも児童相談所や警察署の協議会構成員と情報を迅速に共有する必要があることから、これまで同様、定期的な会議の開催のほか、必要に応じて臨時での会議の開催を実施していく。

また、児童相談所との連携では、虐待に関する通報内容等を精査し、たとえ市職員が訪問を行い不自然な点を発見できなかったとしても、専門的知見に判断を委ねるため、通報のあったすべての事案について、児童相談所への送致に向け、関係機関と協議していきたい。

今般の改善点を踏まえ、虐待が疑われる事案に対し、これまで以上に「複数の視点をとおした組織的な対応」と「関係機関との連携・協力」を確実に行うとともに、地域社会の協力を得ながら、関係機関が一体となって児童虐待への対応に当たり、再びこのような痛ましい事件を起こさないとの意を強くしている。

2. 平成31年度の予算編成方針について

本市の財政状況については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により平成29年度より決算に基づく財務指標を算定した結果、実質公債費比率は11.7%、将来負担比率は81.5%であり、おおむね改善が見られるものの、県内他市と比較しても、依然として厳しい状況にある。

老朽化が進む公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、更新・統合・長寿命化等を行うための財源確保が必要であり、また、平成29年度より着手した新庁舎建設工事に伴う公共施設等適正管理推進事業債の元利償還金の増加が見込まれる。

さらに、平成26年12月開院の新病院建設に伴う、公営企業債等に対する一般会計からの繰出金の継続も見込まれることから、今後の財政運営は非常に厳しいものと見込まれる。

こうした状況の中で編成する平成31年度予算は、市税の落ち込みや地方交付税の減額も示されており、一般財源の確保について大変困難な状況にある。

一方、歳出においては、少子高齢社会への対応など市民福祉の充実、累増する社会保障関係経費への適切な措置、人口増対策や防災対策経費への重点配分、公共施設等の老朽化対策、特別会計への財政支援等、多額の一般会計を必要とする事務事業が山積しており、極めて厳しい予算編成になるものと考えている。

このことから、平成31年度予算編成の基本方針については、「坂出市まちづくり基本構想」「坂出市人口ビジョン」「坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本方針のもと、「働きたい 住みたい 子育てしたい まち」の実現に向け、優先順位を踏まえた事務事業の選択を徹底すること、「第5次坂出市行財政改革大綱」に示されている項目について、実施計画における数値目標等の達成状況に留意しながら、実施可能な事項については新年度予算に反映させること、一般行政経費は、一般財源ベースで平成30年度当初予算額を上限とすること、投資的経費については、真に市民生活の質の向上、地域の活性化に資する事業に限定することとした。